

スポーツ基本法(抜粋)

平成 23 年 6 月 24 日

法律第 78 号

(審議会等への諮問等)

第 35 条 国又は地方公共団体が第 33 条第 3 項又は前条の規定により社会教育関係団体(社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 10 条に規定する社会教育関係団体をいう。)であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が第 9 条第 2 項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあつては教育委員会(特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務(学校における体育に関する事務を除く。))に係る補助金の交付については、その長がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。この意見を聴いた場合においては、同法第 13 条の規定による意見を聴くことを要しない。

中野区社会体育事業補助金交付要綱(抜粋)

平成 23 年 4 月 1 日

要綱第 173 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、区民(区内に在勤又は在学する者を含む。以下同じ。)を対象とした社会体育振興に資する活動(以下「社会体育事業」という。)に対して、中野区区民公益活動の推進に関する条例施行規則(平成 18 年中野区規則第 49 号)第 29 条の規定に基づき、中野区区民公益活動の推進に関する条例(平成 18 年中野区条例第 42 号)第 8 条第 2 項に規定する区民公益活動に対する資金の助成を行うため、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 社会体育団体 区民が組織している団体で、規約、役員名簿等を有し、区民を対象とした体育大会等の事業を計画的かつ継続的に行っている団体をいう。
- (2) 体育大会等 社会体育団体が行う競技スポーツ大会、教室及び体力測定をいう。

(補助金の交付対象者)

第 3 条 補助金の交付対象者は、中野区体育協会及び社会体育団体とする。

(補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、健康福祉部長(以下「部長」という。)が別に定めるものとし、体育大会等に係る補助事業については次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 営利を目的とせず、かつ、政治的又は宗教的活動を行わないものであること。
- (2) 広く区民を対象として体育大会等を開催していること。ただし、当該体育大会等において行う競技の特殊性により、参加資格等に制限を加えるものについてはこの限りでない。
- (3) 過去5年以内において、前号の体育大会等を3回以上行った実績があること。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助事業を実施するために必要な経費のうち、次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 体育大会等の役員、審判員、指導員等に対する報償費及び旅費
- (2) 会場、器具及び機材の借料並びに損料
- (3) 要項、ポスター、賞状等の印刷製本費
- (4) スポーツ用具類、賞品、文具類等の購入費
- (5) 通信連絡費等
- (6) 会場整理補助員費
- (7) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認める経費

2 中野区体育協会に係る補助事業については、前項各号に掲げる経費のほか、当該体育協会事務局の運営に係る経費のうち部長が認める経費についても補助対象経費とする。

(補助金の交付額)

第6条 補助金の交付額は、予算の範囲内で交付する。

以下 略